

平成22年第5回太良町議会（定例会第4回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成22年12月10日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成22年12月17日 9時30分			議長	坂口久信
	閉会	平成22年12月17日 14時40分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 嚴	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	1番	所賀 廣	2番	山口 嚴	3番	平古場 公子
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	新宮 善一郎		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	江口 司		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	桑原 達彦	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	高田 由夫		
	町民福祉課長	毎原 哲也	太良病院事務長	井田 光寛		
	健康増進課長	松本 太	太良病院院長	上通 一泰		
環境水道課長	土井 秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成22年12月17日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 決算特別委員長報告
- 議案第61号 平成21年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第62号 平成21年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第63号 平成21年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第64号 平成21年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第65号 平成21年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第66号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第67号 平成21年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第68号 平成21年度太良町水道事業会計決算の認定について
  - 議案第69号 平成21年度町立太良病院事業会計決算の認定について
- 日程第2 議案第83号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第84号 太良町土地改良事業等振興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議案第85号 社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第86号 指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第87号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第88号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第89号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第90号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第91号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第92号 平成22年度太良町営火葬場新築工事請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第93号 太良町過疎地域自立促進計画について
- 日程第13 議案第94号 平成22年度太良町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第14 議案第95号 平成22年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第96号 平成22年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

について

日程第16 議案第97号 平成22年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第17 議案第98号 平成22年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について

日程第18 議案第99号 平成22年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

日程第19 議案第100号 平成22年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第20 議案第101号 平成22年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について

日程第21 閉会中の付託事件について

（追加日程）

日程第22 議案第102号 教育委員会委員の任命について

---

#### 午前9時30分 開議

#### ○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

#### 日程第1 決算審査特別委員長報告

#### ○議長（坂口久信君）

日程第1. 決算審査特別委員長報告。

本件は、去る9月の定例会に提案されまして、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査を付託いたしておりました議案第61号 平成21年度太良町一般会計外6特別会計の歳入歳出決算の認定について及び議案第68号 平成21年度太良町水道事業会計決算並びに議案第69号 平成21年度町立太良病院事業会計決算の認定について、お手元に報告書が提出されております。

本件を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。

#### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

皆さんおはようございます。議長の命によりまして、決算審査特別委員長の報告をいたします。

去る9月の定例議会におきまして、閉会中の審査を付託されました議案第68号及び議案第69号の企業会計2件と、議案第61号から議案第67号までの一般会計並びに特別会計7件、合わせて9つの案件を審査するため、10月25日、26日、27日の3日間、本委員会を開催いたし

ました。本決算委員は全議員によるもので、執行部から町長初め関係課、監査委員の出席を求めて慎重審議をいたしましたので、報告をいたします。

議事の都合上、初日に企業会計2議案を審査採決し、26日、27日には一般会計外6つの特別会計を審査、採決をいたしました。計数につきましては、既に監査委員の専門的立場で審査・照合され、さきの9月定例議会で報告がなされておりますので、本委員会は決算審査の意義であります歳入歳出予算を議決した趣旨と目的に従って、適正かつ効率的に執行されたのか、予算執行によってなし遂げた歳入努力、歳出の工夫による行政効果や、今後、行財政運営上の改善、工夫など、予算執行の優劣評価を重点的に審査を進めてまいりました。

初めに、企業会計2議案について、採決の結果を申し上げます。

質疑終了後、採決に入り、議案第68号 平成21年度水道事業会計並びに議案第69号 平成21年度町立太良病院事業会計決算は、全会一致をもって原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

審査の順に、まず水道事業会計であります。事業の経営状況は、水道料金の値上げ等により、給水収益が前年度より3,754,800円の増収と資本的支出の不足額13,178,662円は過年度分、当年度分の損益勘定留保資金によって補てんされております。

配水管の改良工事、漏水修繕等、計画的な施設の充実が図られています。配水量の効率を示す有収水量率は86.57%と、対前年比3.23ポイント上昇し、努力は認められますが、給水状況を見ますと、戸数では11戸増であるが、給水人口では46人も減少しています。古賀・端古賀給配水管工事、川原水源ポンプ取りかえ等の改良工事等々実施しながら、今後とも安全で良質な水道水を完全給水することを基本としながらも、給水人口の減少と施設の老朽化が予想されることから、一層の公営企業精神を発揮した業務の効率運営と経費節減、料金徴収等努力されることを願います。

審議の過程で述べられました主な内容について報告いたします。

一つ、過年度分未収金が210件、787,800円となっている。密度の高い徴収努力はさることながら、悪質滞納者には給水停止等踏み込んだ対応が公平を期すために必要である。

一つ、有収水量率86.57%となっており、対前年比3.23ポイント上昇は、費用対効果から評価できる数値を示している。完全給水と給配水管管理には万全を期されたい。

一つ、営業収益の減少と営業費用の増加で厳しい経営状況は避けて通れない。料金値上げに頼った経営状況であり、方策の検討が急がれる。

一つ、経営形態を含めた創意工夫によって、将来展望に立った経営方法を研究することも課題ではないか。

以上が主な意見でありました。

次に、町立太良病院事業会計について報告いたします。

町立太良病院は、平成18年4月、新病院開設から4年目の決算となりました。同時に、公

立病院改革プラン1年目でもあります。

地域医療を支える中核病院として、最新機器導入並びに医療スタッフの充実によって医療サービスの向上と健全経営への期待がされております。

しかし、自治体病院が直面する諸課題は構造的で慢性化しており、病院経営の原点から抜本的な見直しを図ることこそが改革プランの大きな意義であると思われま

す。事業面につきましては、総収益から総費用を差し引いた経常損失と特別損失あわせて32,952,114円の純損失となり、当年度未処理欠損金は677,173,900円となっております。診療科目別患者数も整形外科を除き、内科、小児科、外科、耳鼻咽喉科は入院、外来とも減少し、前年比6,962人の減であります。

しかし、手術件数が191件、前年比17.2ポイントの伸びによる増収と不採算地区病院となり特別交付税が増額したことによって赤字額が対前年比から大幅に改善されております。

いずれにしても、太良病院改革は道半ばであり、総務省のアドバイザーからの指摘を無にしないためにも、改革委員会の諮問どおり、条件付きの改革が進められております。町民から愛され信頼される病院を目指していただきますよう願います。

それでは、審議の過程での主な内容であります、

一つ、病院経営の生命線は良質な医師確保に尽きる。民間病院との競合も視野に、あらゆる手だてによる医師確保を急がれたい。

一つ、地域医療の中核病院としての必要性から多額の投資による新病院も、毎年大幅な患者の減少は、病院事業の健全性はさることながら、町民の医療ニーズにこたえる努力が不足している。

一つ、急患や時間外の対応が十分でない。公立病院の宿命として、対応マニュアルの徹底に乏しい。

一つ、改革・改善にワーキングチームの活動努力が見えない。チームの見直しによる活性化を望む。

一つ、患者への対応や、広報委員会のケーブル活用等々広報規制に触れない程度の病院事業の広報と患者満足度を高め、一人でも多くの町民が利用できるよう、職員一人一人の意識の高揚を望む。

以上が主な意見でありました。

続きまして、一般会計及び特別会計であります、平成21年度予算編成に基づいた予算措置がなされ、支出が目的どおり適法・適正に執行されているか、その効果はどうであったか、款ごとに区切って審査をいたしました。

また、歳入につきましては、十分努力が払われ、その実績はどうであったか。調定額に対して収入済額、収入未済額の原因と理由、不納欠損については、徴収努力が図られた結果やむを得なかったのか。中でも町税は自主財源の61.5%を占め、財政運営の基本的収入であり

ます。

また、健康保険税は、医療の確保と健康の保持増進に不可欠であり、納税相談、滞納整理はどのようになされたのか。その過程を中心に質疑を行ったところであります。

その結果、一般会計並びに特別会計は、歳入歳出ともに適法に処理され、適正に運営されていることを認めました。

決算の内容につきましては、各会計とも黒字決算となっており、議案第61号 平成21年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号 平成21年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 平成21年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 平成21年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 平成21年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 平成21年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、以上7議案は、いずれも原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

それでは、一般会計での意見、事項を申し上げます。

一つ、来年は統一地方選挙の年に当たるが、期日前投票が緩和され、投票者が増加している。したがって、投票日の投票時間短縮の研究をされてはどうか。

一つ、町税の徴収率は、現年度課税分で98.7%と前年度を上回っている。滞納繰越分の徴収は18.8%と、前年比2.3ポイント落ちている。滞納整理についても、公平性から最大の努力と手段をもって臨まれたい。

一つ、町民税、固定資産税、軽自動車税の不納欠損額が829千円となっている。徴収不納とは思われるが、前年度比半減とはいえ、最善の努力を払われたい。

一つ、事務嘱託員、消防団の再編統合は数年来の指摘事項であり、全体構想と方向性を示すよう早急に検討されたい。

一つ、ケーブルテレビの加入率が伸びない。情報の共有化のため、番組制作、映像編集技術を高め、内容充実による加入促進に向けた対策を望む。

一つ、一次産業と観光振興の拠点として、道の駅たらをインフォメーションセンターとしてさらなる交流人口の増加に向けた整備支援を検討されたい。

一つ、特産品推進費のうまいミカンづくり、ブランド率の向上推進の事業効果の検証が必要ではないか。

一つ、ガザミの本養殖に向けて、生産振興協議会による一元集出荷体制は考えているか。

以上が一般会計での主な意見でありました。

次に、特別会計であります。山林特別会計につきましては、直営林主伐対象林分452.12ヘクタールの面積を有しながら、依然として材価低迷で財源充当としての収入は望めない状態にありますが、山林資源の育成、保護は、多くの雇用創出に貢献しております。良質材の

製品化等販売促進や公共事業の積極的木材利用等一層の努力を求めます。

老人保健特別会計につきましては、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度へ移行したことで、制度自体は廃止されておりますが、経過措置の決算であります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、平成20年4月1日からの新制度で、対象者75歳以上、または一定の障害のある65歳以上の方々に、県単位の広域連合が保険者であり、窓口業務が主で、被保険者は1,833人となっております。

国民健康保険特別会計については、国民皆保険制度の中核として、医療の確保と健康の保持増進に貢献しております。急速な高齢化に伴い医療費が増加する一方で、産業低迷による保険料収入の伸び悩みなどで多額の基金繰り入れで運営されている状況であり、深刻な財政難は避けて通れません。健康意識の高揚と国保税の収納努力を要請いたします。

簡易水道特別会計につきましては、簡易水道6施設、飲料水供給5施設、簡易供給2施設、計13施設の事業運営をしている。大浦地区簡易水道施設、中畑、亀ノ浦地区配水管改良工事等々で、施設の保全に努力されています。有水量率の低い施設の原因究明と対策を求めます。

以上が特別会計の状況であります。

3日間集中した審査、審議をいたしました。終始熱心な御協力をいただき、9つの議案は無事原案どおり認定することができました。

平成20年秋以降の世界同時不況から景気が悪化し、最悪期は脱したとはいえ、現在に続く円高不況等、景気の先行き不透明な状況を踏まえた国の緊急経済対策が実施されたことに伴い、平成21年度一般会計決算規模では過去10年間で平成12年度以降2番目の大型決算になりました。

県の基金事業で緊急雇用創出・ふるさと雇用再生の17事業、国の交付金事業として、地域活性化生活対策臨時事業、経済危機対策臨時事業合わせて36事業が実施され、一定の景気・雇用効果は上がっていると思われま。

決算審査は、町民にかわって税金の使い方を決める予算の意義と執行された結果を予算に照らして検討し、後年度の行財政運営に役立てることが重要な意義であります。行政効果の客観的判断と今後の改善、工夫、反省事項の把握と活用によって健全化と適正化に資することがまちづくりの将来展望に道筋をつける大事な意義であることを再認識されるようお願いしまして、決算審査特別委員会委員長報告といたします。

○議長（坂口久信君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑の方は議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決をいたします。

ただいまの各会計の委員長報告は認定する旨の報告であります。

最初に、議案第61号 平成21年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、議案第61号 平成21年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第62号 平成21年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、議案第62号 平成21年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第63号 平成21年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、議案第63号 平成21年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第64号 平成21年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、議案第64号 平成21年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第65号 平成21年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**



満場一致。よって、議案第65号 平成21年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定をいたしました。

次に、議案第66号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第66号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第67号 平成21年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第67号 平成21年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定をいたしました。

次に、議案第68号 平成21年度太良町水道事業会計決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第68号 平成21年度太良町水道事業会計決算の認定について、本決算は認定することに決定をいたしました。

最後に、議案第69号 平成21年度町立太良病院事業会計決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第69号 平成21年度町立太良病院事業会計決算の認定について、本決算は認定することに決定をいたしました。

したがって、すべての会計が委員長報告のとおり認定されました。

## 日程第2 議案第83号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第83号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第83号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

### 日程第3 議案第84号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第84号 太良町土地改良事業等振興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（山口 巖君）

この土地改良という基金ですね、390,000千円、こう数字的になっておりますけども、全く別のほうに基金を組み替えるというような格好の内容になっていると思いますが、この公共事業に対する整備事業、これはどういう、わかりやすくしたらどういふとに、事業に対する基金なのか、そのほうからの説明をお願いいたします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

太良町公共施設整備基金という条例の中には、目的に「この条例は、公共施設の建設等に要する経費の財源に充てるため、太良町公共施設整備基金を設置することを目的とする。」と、こういうようなこととございますので、公共施設の整備に係る財源として公共施設整備基金の条例をつくって、今現在も公共施設整備基金を使って、平成22年度においては火葬場建設等の建設資金に充てているというような状況でございます。

以上です。

○2番（山口 巖君）

土地改良からまた、公共的と言ったら、全く別の分野と、私はそういうふうを考えるわけですけども、また、荒廃地対策とかいろいろの農業問題が残っている中、そしてもう1つ、私が思っているのは、JRの振興策ですね、キャトルの場合は口蹄疫とかいろいろなことで対処していただいたと思いますけど、大きい農業分野ではキャトルと、そしてもう1つは、畑地の整備事業、これと2つを町としては上げておられたと思いますが、そういうところに

も全くまだ一つの手も加えていない、そんな中、そしてまた、町長が以前一般質問のときに答弁されたと思いますけども、畑地のモデル的事業の整備、そういう経費というのが、そしてたらどういうふうにして対処されると考えなのか、その辺の気持ちをお聞きします。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

畑地の整備事業につきましては、現在、圃場の要綱等について検討しておりますけど、今のところ、どれくらいの要望があるのか全く未定でありますので、そう大した額にはならないと考えておりますけど、そういったものについては一般財源のほうで対応ができるのではないかと考えております。

**○町長（岩島正昭君）**

今、山口議員がおっしゃるのは、私も常日ごろから荒廃地対策については何とかせにゃいかんということはある申し上げておりましたけども、この目的基金が、これは県営の広域農業団地の農道整備に係る太良町の負担金という目的で基金を積み立てておったわけでございますから、今後その広域、公共サイドのところ基金を積み立てて変更するというところでございますけども、そこら付近はそういうふうな要望等々があれば、また基金のある程度の利用方法についてはどのくらいの要望等があるか見きわめながら内部検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

**○2番（山口 巖君）**

先ほど申しましたように、どうしてこの質問をするかと、全く別の分野に基金が組み替えられるということちょっと質問したところでありますけども、そこはやはり重々わかっていただいて、やはりこの基金も私、1次産業に従事する一員として思うのは、もう少し考えてこういうふうにしていただきたいなというところでありますけども、町長のそういう答弁でありますなら、はっきりとこういうふうな格好でこうしますという、そういうとに一つでも着手していただきたいと思っておりますけども、いま一度。

**○町長（岩島正昭君）**

当初答弁申し上げましたとおりに、これは目的基金でございましたから、そういうふうにしてこの基金を取り崩すという形をとっておりますけども、公共事業サイド、これはもう今後ある程度、公共事業も箱物についてはある程度限定が今後なっておりますから、極力今荒廃地対策等々も私は重点的にやりたいということをお願いしておりましたから、そこら辺の集計等々のトータル的にどれくらいになるか、その時点でまた基金等の運用、流用等々については考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**○9番（末次利男君）**

山口議員の質問、詳しくされておりますけれども、この経緯を考えてみますと、太良町は土地利用型の1次産業というのが基幹産業でありまして、したがって、昭和47年に基金を創設して、過去、団体営土地改良事業、あるいは中山間総合整備事業、あるいは単独事業あたりで田直し事業と、いわゆる土地改良事業に非常に熱心に取り組んでいただいたという経緯もございます。そういった中で、平成2年と平成15年に改正をされて、今公共事業、基金内容がそういうふうになっておりますけれども、先ほど言われるように、391,386千円の基金残高がありまして、本当に今後中山間の荒廃地も200ヘクタールぐらいになろうとしている中で、今後本当にこの基金が、このお金が何かの、次年度以降の手当てにする財源に組み込むための廃止なのか、これはもちろん、公共事業ですから広域農道はこととして終わるわけですから、これは必要ないわけですが、今後この土地改良事業というのは今後町政にとっては永遠に続く事業だろうと思うんですよ。したがって、この基金残高というのは大事にやっぱり今後のために生かしていくという目的の中で、これは基金内容を改めてでも残すべきじゃないかという気が私はするわけですが、先ほど言われたように、JR振興策についても、最終的に残ったのは、小規模の土地改良事業をしてほしい、それと、キャトルステーションをつくってほしいという2つが農協サイドから上がったということも私も記憶しておりますし、最終的にはキャトルになったんですけども、それを断念したということから、当然2番目に上がった土地改良事業というのは、今後やっぱり町政としては見逃せない事業だろうと、それはいついつ、どうするかと具体的にはまだ今から積み上げると思うんですけども、そこら辺についての基金内容を変えてでも残すものなのか、一たんここで切って、また再度考えるのか、その辺の考え方をちょっとお尋ねいたします。

**○町長（岩島正昭君）**

先ほどから山口議員の質問にお答えしましたとおりに、とりあえず公共関係の基金に組み替えまして、今後の公共事業の計画等々を加味しながらある程度基金の組み替えをしたいというふうに、全体把握はできておりませんから、そういうふうに議員おっしゃるとおりにしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

**○11番（下平力人君）**

関連ですが、今の食料難という時期が来ております。そういう中でも、今、町長が言われるような広域的な考え方を持って至当に充てていくということができれば、柔軟性を持ってやはりここはやるべきじゃないかと。今非常にあちらこちらに、畑にしましても荒れ地が多く見受けられるわけですが、そこら辺を何とか町の方で改革をしていただきたいというのが我々の願いでございます。

**○議長（坂口久信君）**

答弁要りますか。よかですか。

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決をいたします。

議案第84号 太良町土地改良事業等振興基金条例を廃止する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第4 議案第85号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第4. 議案第85号 社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○5番（牟田則雄君）**

これは助成に対して法条例が不備であったということを指摘受けて今回出されたと全協の中で説明を受けましたが、その中の58条、この58条を新しく入れるということですが、この条文の中で、当該社会福祉法人に有利な条件で貸付金を支出し、もしくはその他の財産を譲り渡しという条項が入っていますが、その他の財産を譲り渡しというのはどれくらいの範囲を想定されているのか。土地や建物まで含めるのか、そこら辺の見解をお尋ねいたします。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えします。

今議員がおっしゃったとおり、土地、建物を含むと解釈をいたしております。

**○5番（牟田則雄君）**

そしたら、この社会福祉法人が今指定管理とか受けてやっておられるようなところも将来は譲り渡しが可能か、そこまで考えて、もしそういう希望が出てきたら、それに沿うような、これにはただ単純に財産を譲り渡しということだけ書いていますので、何か縛りかなんか条件かこれは入れとかんと、拡大解釈されたらどこまで行くのかちょっと町民としてはわかりにくいんですが、そこら辺のことをちょっとお尋ねいたします。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えします。

この場合の社会福祉法人と申しますのは、今のところ社会福祉協議会ですね、そこが社会福祉法人となっておりますので、そこだけを該当するという形で認めておりますので、その他の社会福祉法人に補助金等を出すかどうかというのは、またそのときに考えるということで御理解をいただきたいと思います。

**○5番（牟田則雄君）**

今言われた補助金等はもちろん今までもやっておられるし、ある程度想定できるんですが、この財産の譲り渡しというのが、これがえらい拡大解釈されたらとんでもないことになる可能性がありますので、そこら辺はしっかりどこか縛りを入れてもらうようなことは考えられませんか。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えします。

現在、そこまでの条例をつくっておりません。規則等で今後考えてみたいと思います。よろしくをお願いします。

**○10番（山口光章君）**

この社会福祉法人に対する助成を制定したいというようなことで次のページに趣旨とか理由書とか記載してありますけれども、実際この助成額というものはどれくらいの金額になるのか、そしてまた、要するに第2条ですか、6項目ございますけれども、こういった中でそういうふうな該当する項目はございませんね。例えばどういうふうな施設、例えばどういうふうな人数かれこれでね、実際ここまではこれくらいの金額だと、ここまではどれくらいだとか、そういった助成額を教えてくださいと、そのように思っております。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えします。

まず、最近ですね、ここ二、三年程度の助成額を申し上げますと、平成19年度以降大体19年、20年、21年で13,000千円程度でございます。その支出の根拠にしておりますのが、例えば社協の事業として行っている戦没者の慰霊祭事業とか、それから、地域福祉基金分の事業が400千円等と最近ありますが、その400千円とか、それから母子家庭等の援護事業、それから社協の事務費ですね、の補助とか、そういうことに対してある程度枠をはめて支出をしておりますので、それが総計13,000千円程度になるということでございます。

**○10番（山口光章君）**

この第2条に6項目ある中で、定款なり理由書なり示されておりますけれども、この理由書の中でこういった形が一番多いですかね。希望、要望として、理由書の欄にはこういった形の申し込みが多いかと。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えします。

先ほど申し上げましたように、社協が唯一の対象になっております。その社協の中で一番大きな比重を占めるというのが人件費の補助ということでございます。その人件費の補助につきましては12,000千円程度を占めておるということでございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第85号 社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第5～第10 議案第86号～議案第91号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第86号 指定管理者の指定についてから日程第10. 議案第91号 指定管理者の指定についてまでの6議案を一括議題といたします。

質疑の方は議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

議案第86号ですけれども、太良町立大浦児童館、これが指定管理者制度に変わりつつあるというようなことでございますけれども、太良町にはいろいろ児童館がございますよね、そういった中で、恐らく先々ではそういうふうな指定管理者制度というようなことに結びついていくかもしれません。今後どのような傾向か、それをちょっとひとつ教えていただきたいと、児童館に対してですよ。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

児童館につきましては、昨年度までで、油津児童館、多良児童館、それから伊福児童館がいわゆる廃止ということになっておりまして、現在大浦児童館のみが残っておるということでございます。その最後に一つ残った大浦児童館を指定管理者に今回お願いしたいというこ

とでございます。

**○10番（山口光章君）**

ここに6項目指定管理者の制度がございますけれども、これをひっくるめて、例えば竹崎城址展望台公園、これは関連ですけれども、管理人の問題ですね。要するに、しょっちゅう行っても留守であったり、大体どういった仕事をなさっておるのか。それで、どれぐらい例えば報酬をいただいておって、その分やっておられるのかどうか、実際。あそこのプレハブじゃないけども、あれはドアをあけてみましても、冬場はストーブにあたってみたり、何をやっているのかというようなことでございます。そういう問題が1点と、要するに継続的に健康の森公園、あるいは農村公園ですか、そういった中で指定業者の委託料、これは実際、こういうふうな行財政の厳しい折にどういった形で上下しているのか、報酬ですよ、委託料、この金額が。先々、実際火葬場もできます。火葬場の問題でも割と広い土地ではございまして、建物も設備も並大抵のあれじゃないと、そういった今までの金額ですよ、委託料、そういった問題が上限があるかどうか。そしてまた、去年指定されたときと比べての差ですね。それをどのように執行部は考えておられるのか、そこら辺までお聞きします。

**○企画商工課長（桑原達彦君）**

お答えをいたします。

今回議案に提出させていただいております新規の1件、あとは更新の5件でございますけれども、議員御質問の経費については、毎年度各指定管理者から事業報告をいただいて、その評価をいたしまして、その中で適正な委託料等を算出して年度ごとに委託料を算出されて予算化をさせていただいているところでございます。

それぞれの施設については、完全に施設管理だけという施設もございます。中には運営上現実にいろんな創意工夫ができる部分の施設もございます。そういう中で、できるだけ経費を削減しながら住民サービスの向上ができるような形で評価をさせていただいております。

委託料のそれぞれの金額でございますが、今回議案に掲げております分については、農村公園については22年度で570千円でございます。健康の森公園につきましては3,649千円でございます。竹崎城址展望台公園については2,708千円でございます。

企画商工課が担当しております竹崎城址展望台公園につきましては、週5日間の勤務ということで協定を結んでおります。管理人の主な、一番大きい仕事は施設の管理なんですけれども、施設の管理と、あと展望台そのもの、あるいは公衆トイレがございまして、その辺の清掃も含んでおります。そして、植栽等の管理、花壇等の整備等も含んだところで管理をお願いしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**



議員の皆さんにお願いですけれども、この議案の指定管理者も、議案を言っておりますので、それについて1議案ずつしていただければと思います。よろしいでしょうか。

**○7番（見陣泰幸君）**

それでは、議案第86号の指定管理料を教えてください。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えします。

指定管理料、大体1,500千円程度を考えております。

**○7番（見陣泰幸君）**

この86号の指定管理は、こちらからの提案なのか、向こうからの提案なのか、そこら辺を。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えします。

これにつきましては、昨年県の指導監査を受けまして、本来というか、昨年度、今年度までなんですけど、社会福祉協議会のほうに委託をして、そこからまた大浦児童館のほうに補助金を出すという、そういう形になっておったわけです。今もそうなんですけれども、これは指導監査を受けまして、それはちょっとおかしいと、それは町から直接その児童館のほうに委託をなささいという指導を受けましたので、その委託をするに当たっては指定管理者が望ましいという指導を受けましたから、今回そういうことで指定管理の指定をしていただきたいということでお願いをしておるわけです。

**○3番（平古場公子君）**

今の議案第86号ですけど、私たちが視察をした折に、ほかの3児童館は廃館になっても、この児童館は20人までは運営ができるだろうということでやっているということだったんですけど、よかったら来年度の申し込み者があれば人数を教えてくださいんですけど。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えします。

ちょっと今把握しておりません。昨年の決算書を見ますと、大体20人から25人ぐらいの児童が来ておるとい状況になっております。

**○8番（久保繁幸君）**

今の議案第86号の関連なんですけど、今まで個人で経営なさったんですけど、今度指定管理になってどのようところがどのように変わるのかということをお伺いします。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えします。

基本的にはほとんど内容は変わらないということでございます。

なぜその指定管理するかというと、県からの補助金が、町直営でやると補助金をもらえないということがございまして、とにかく民間のほうに委託的な形でやると補助金をもらえま

すので、財政的にも太良町がよろしいんじゃないかということでそういう形をとらせていただいております。

**○8番（久保繁幸君）**

それでは、その補助金、助成金、今までどれくらいの金額を提示されておりますか。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えします。

1件当たり大体500千円です。

**○8番（久保繁幸君）**

これで今ここに書いてある指定する団体、運営委員長は合浦さんということに書いてありますが、今後は何名で運営なされる予定なのか、お伺いいたします。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えします。

今の御質問は職員数ということで、4名です。園長と、その下に3名先生がいらっしゃるという形で行いたいということを聞いております。

**○5番（牟田則雄君）**

議案第88号、これは大体全指定管理者のほうにも関連するんですが、これが22年度の我々が議決した予算書の中では、健康の森公園の予算が3,649千円、さっき言われたとおりに、そう載っておりますが、これは22年度はあくまでその金額、ところがこの契約は、指定管理者の契約は23年の4月1日からとなっておりますが、これは金額も何も決めないで指定だけ先に行われるのか、それとも、もともとこの指定管理の一番大きな目的は町民の利便性と経費削減が一番大きな目的であるという説明を受けておりましたが、これは入札とかそういうものは全くなく、前回指定を受けておったところを優先的にただ今回も指定させてくれということなのか、そこら辺をお聞きいたします。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

指定管理者の指定につきましては、公募を行っております。太良町内のホームページと、それと町報等で公募を行っております。公募を行った結果、当然指定管理者についての選定について検討をして適切であるかどうか選定をいたします。その金額を言われましたが、その金額についてはあくまでも目安でございます。20年、21年度の指定管理委託料をもとに算定した、あくまでも目安でございます。今の段階では指定管理者の候補ということになっております。議会の御承認をいただいたら候補ではなくて指定管理者となりますので、年が明けてから指定管理委託料については町と指定管理者とで協議をして決定をしていくと、そういう手順になっております。

以上です。

**○5番（牟田則雄君）**

なるだけ複数の業者を公募して入札という説明じゃなかったですかね、どうですか、そこら辺は。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

指定管理者制度での指定管理者というのは、請負という形態ではございません。あくまでも指定管理者制度に基づく指定というようなことで、請負の対象にはならないというようなことで入札にはならないということでございます。

**○5番（牟田則雄君）**

そしたら、特に健康の森公園の管理、これはもちろん広さ、ここの広さですよ、広さと、それから仕事の内容、これが森林組合、一年じゅう仕事を持っておられるところの森林組合が必ずしなければできないような技術的なものが必要なのか、この3,640千円というお金に対して、ちょっと行ってみたら、ただ草刈りができたらほぼここの管理はできるんじゃないかというような仕事の内容だと思うんですよ。それで、やっぱり皆さん今の時期ですから、広く仕事を分かち合おうということからいけば、一年じゅう仕事のあるような組織に仕事をわざわざやらなくても、今仕事がなく困っているような人たちを優先的に、これは草刈り機をある程度使えたら、ほぼだれでもできるような仕事内容じゃないかと思うんですよ。そこら辺もやっぱり町民全体のことを考えてやっていただけたらなど、一年じゅうほかの仕事が忙しくてたまらんといいごたっ人にわざわざお願いするんじゃなく、ほかにミカンとかなんとか、今はこういう不景気の中で何とか自分たちでもそれだけ3,640千円も1年に経費があるのなら、何か五、六人でもちょっとさせてもらおうかというような人がもしいたら、そういうたちを広く募ってなるだけやってもらうような方向に行くのが指定管理者はいいんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

指定管理者制度での指定管理者の応募は個人ではちょっとできないということで、法人、あるいはNPO法人とか会社組織とか、そういうのが対象となっております。

前回は3社ほど公募をかけた折には応募がありましたが、今回については森林組合だけでございました。

そういうことで、こちらのほうで選定基準に従って選定をして森林組合が候補として選ばれたというような状況でございます。

**○11番（下平力人君）**

今の関連ですけれども、やはりこういう不景気な時代といいましようか、時期といいましようかね、失業率も高くなっておるといいう中でございますから、そこら辺は分割、それはも

ちろん公募というのはよくわかります。ですけれども、やはり今の状況下の中ではそこら辺も気配りをしながら、もちろん基本的には公募ですから、なかったときは仕方ないにしましても、前にいわゆる公募をした方たちにも声をかけてみたりしながらやる必要があるんじゃないかならうかと思えますし、それとまた同時に、健康の森の公園の部分ですね、これについては査定等はやっておりますか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

毎年指定管理者については評価というか、評価を行っております。

**○11番（下平力人君）**

今私が査定と言いましたのは、現状把握ですよ。やはり森林公園ですから、樹木もいっぱい立っておるわけですね。となってくると、日照時間、日が差す時間がいわゆる一日のうちにだんだん少なくなってきましたと下に生える草木ですね、こういうのもそう大きくは繁殖しないわけですよ。ですから、本当言うと、何ですか、防火線だとかなんとかというのも査定をしながら年々安くしていると、予算をね。去年は、例えばの話ですが100千円だったと、ことは90千円でいいじゃないかと、それはもちろんそれだけ管理が減ってきたと、草が小さいと、伸びないというような査定の方法、そういうところの査定はしておりますかという話をしたんです。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

当初予算計上の折には査定を行っております。正直なところ、もうこれでぎりぎりかなというような金額のところまで来ているような気がいたします。

以上です。

**○11番（下平力人君）**

いや、査定をぎりぎりという線ということは、どういうふうな査定でここがぎりぎりだという予算を出されたのか、その辺をもう少し。同じ単価でずっと来るというのは本当言うと、現状がずっと変わっていくわけですから、その中でやはり同じ金額でずっと推移をしますよというのは、大体普通考えたときはおかしいわけですよ。そこら辺は幾らか下がっていく、ふえていくということはないと思います。山を見よっても下払いをするときは、例えば5年間なら5年間やったときに、やはり木が大きくなっていきますから、その分だけ下に生える、さっきも言うように、草というのは小さくなるわけですよ。成長しません。ですから、そういうところの査定を綿密に、これは課長が専門じゃないから、それはなかなか課長はわからんかもわからんけれども、担当がいるわけですから、担当者の人たちにやっぱり指導といましようか、指示をしながら、これはちょっと言いかえますと、指定管理者に移行する、直営を指定管理者に移行するというのは、大きく言いますと、そこら辺のメリットを考えた

行為だろうと私は思うんですが、ですから、何年たっても一緒ですよというのはちょっと普通ならばおかしいわけですね。人件費が上がっている時期ならばそうですけれども、今は人件費は下がっております。ですから、そういうのを総合的に判断をして、やはり町民のために、言いかえますと、町民のためにやっているんだという自信を持ってやってほしいというふうに思います。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

担当のほうにはそういうことできちんと指示をして、下がる方向でしっかりと査定を行っていきたいと考えております。

**○2番（山口 巖君）**

ということは、今のような問題ということで、業務を委託するということですから、委託契約書は個々、おのおのにはあると思うわけですよ、幼稚園の問題、児童館の問題、そして、末端はある程度あれだけの収益を上げるたらふく館の問題。そしたら、ここにどういう契約をしますよというのを一つ一つ添えることができないのか、そしたら、こういう質問ももう少し進むかもわからないけど、まずそこからお聞きします。

**○企画商工課長（桑原達彦君）**

お答えをいたします。

今回、議案でお願いしておる分は、先ほど新宮課長からもお話がありましたように、まず候補者の決定のための同意をいただきたいという議案でございます。それで、同意をいただきますと、3カ年の協定書を各事業所と結ばせていただきます。それと、各年度ごとにはまた年度ごとの予算額が入った協定書を結ぶように手続上なっております。基本的な協定書については、3年間の協定書については各施設もほぼ同じなんですけれども、年度協定書につきましては、各施設ごとの特徴を生かした年度協定書を締結いたしております。

以上でございます。

**○2番（山口 巖君）**

協定書の内容ということはそれでいいといたしましても、やはり少しずつ、行政が違いますからね、そういうふうなのをつけてか、何かの機会にこういうふうになりましたよというのを一つ一つ契約書を公表していただければもう少しわかりやすいかなと、こう思うわけですが、毎度のことでありますけども、例のたらふく館の問題ですね。そしたら、どういう今までの契約でなっているのか、そこからの内容をお聞きしたいと思います。

**○企画商工課長（桑原達彦君）**

お答えをいたします。

たらふく館につきましては、協定書と年度協定書も同じく締結しておりますけども、その契約額というのはございません。町の施設を使って、そこで運営して販売等が伴いますので、その部分について、施設を利用して事業をしていただくという形になっておりますので、

契約というか、金額等は発生をしておりません。収益額の2分の1を、4,000千円の限度額がありますけども、2分の1を太良町のほうに入れていただくというような協定になっております。

以上でございます。

## ○2番（山口 巖君）

これ決算のときも何回か尋ねたところであります。しかし、やはりどう考えても、前回の質問のときは、売上げが370,000千円ですかね、そのうちの約2分の1ということで町のほうにいただいたということで2,223千円、こうなっておりますね。それと兼ね合いして、隣の漁師の館がその2分の1ぐらいの1,130千円ですか、あそここうしたときのやはり経理の仕方、どちらも2分の1と聞いておりますから、利益のですね。そうした場合はどうしても客層、店のづくり、大きさ、品物の種類あたりから考えても、どうしても数字が、私個人としてはどうも納得できないところなんですけども、利益の2分の1ということでありますから、あくまでも利益に対してということでもありますので、やはり町からの監査が入るといのはなんですけども、その辺の指導とかは、前も言いましたけど、できないものか、何とか向こうのほうとこういう声が上がっているからちょっとこういうふうにしたいということ、たらふく館の運営者の方ですかね、そういうふうな人と話し合いができるのか、あくまでもNPOという特殊なあれもありますから、そういうことが踏み込めないのか、その辺からお聞きします。

## ○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

決算委員会の折の説明が十分でなかったということで、ちょっと御理解をなかなかしていただく努力不足だったというふうに認識をいたしておりますが、たらふく館の370,000千円ほどの売上げに対して配分額が2,223千円、漁師の館の売上げが83,000千円で配分額が1,136千円という、その比率がどうしても理解しがたいという御質問だったと思います。それについてちょっと御説明をいたします。

たらふく館の売上げについては、会員の委託販売が7割を超えております。会員の委託販売の売上げも含んだところで370,000千円程度でございますので、実際会員にお支払いする分が220,000千円ほどあります。ですから、その370,000千円程度から220,000千円程度を引いた残り、あと直接仕入れ分が若干、2割程度ありますので、その分の事業の経費を差し引いた残りが4,470千円程度ということで利益があると、その2分の1ということでございます。ですから、たらふく館の売上げについては会員にお支払いする220,000千円分が入っているという売上金額でございます。

漁師の館については、漁師の館が事業主で、売上高が83,000千円程度でございますから、それは直接いろんなところから仕入れられていますので、それがそのまま売上高になるという

ようなことをございます。

ですから、最終的に、たらふく館の利益が約4,400千円程度、漁師の館が2,200千円程度の利益が21年度事業会計ではあったというふうに御理解をお願いいたしたいと思ひます。

また、もう1点御質問の、たらふく館の会員への販売手数料等の御質問だと思ひますけども、販売手数料等につきましては、これは町のほうの条例規則で明記をしておひまして、町内の会員については15%の手数料、町外の会員については20%の手数料、そして、それに冷蔵保温施設、加工施設等を使用した場合はそれにプラス5%ということで、この基準については町のほうで決めさせていただいておひますので、それにのっって運営をおひしますということでお話をさせていただいておひます。

以上でございます。

## ○2番（山口 巖君）

大分わかりました。しかし、どうしてももう1つだけちょっと質問して確かめたいと思ひるのは、これが民間、個人でやった場合は、建物、もちろん冷蔵庫とか全部の敷地、自分で投資して、また資金をつぎ込んで、減価償却というのが物すごく入ってくるわけですよ。たらふく館の場合は、そういうところがどこに見えるのか、それともう1つは、個人の場合はいろいろの災害等を含めて利益の中から幾らか次の災害に備えての計画をとって蓄えというか、そういう格好のとをやっておひますから、利益をこれだけ上げました、約4,000千円近く上げましたとしている。そしたら利益の手前に、たらふく館独自でそういう準備をしてあるのか、海岸の近くであるし相当な災害も考えられますから、そういうした残りの利益の4,000千円なのかですよ、あと1回ということでありますので、ちょっとそれだけ。

それと、そこなんですよ、どうしてもわからないというのは、やはり自分たちは大きな資金をつぎ込んで、それをずっと償還していかにかいかん、民間の企業はですね。それがたらふく館の場合はない。そして370,000千円でしょう。民間の場合は市場から仕入れてきますから、それに幾らかの上乗せしてのそれで利益を生み出してくるんだから、たらふく館とは一緒なんですよ。組合員に返すのを民間の人は市場から、魚市場、青果市場、いろいろな市場から仕入れてきますからね、経費を使って。だから、あんまり変わりはないと思ひんですけど、準備金、たらふく館のですね、災害等を考えたときの。それと、その辺がどのくらいの減価償却がたらふく館に今行われているのか、その2点だけお聞きします。

## ○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

たらふく館及びたらふく館別館の施設については町の所有でありまして、その中の備品等でございますが、備品等につきましては、ほとんどたらふく館で独自で購入をされて、そして減価償却をされておひます。直近の会計年度、6月30日の事業会計の期末ですけども、直近の会計報告では減価償却費が2,119,882円というふうに上げられておひます。

それで、あと備品等についても、先ほどお話ししましたように、いろいろなものを購入されておりますので、その分は減価償却ということで経費上損益として計算をされております。

それで、あと準備金等については、特に今決算を見ていますけども、準備金等についてはちょっと、今私が把握する限りでは項目にないようでございますが、その辺は後ほど確認をしたいと思っております。

以上でございます。

## ○2番（山口 巖君）

ということは、災害等があったら、また町に幾らかやってくださいよと、こういう格好になるかと思えますけども、多分改修とか、そういう災害がどのくらいまでとかの取り決めがあったように思っておりますけども、何十万円以上は町に行くとかですよ。

それと、やはりこういうときがあるからこういう準備をしとった方がいいですよというのは、やはり指導していただきたいなところ、準備金ですね、を思うんだけど、最後にですけど、その2点だけお聞きします。

## ○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

管理運営に関する協定書の中で責任分担表というのを添付しております。そこで、災害等の施設の設備、備品等の損傷等があった場合、その損傷等の原因がですね、当然指定管理者である場合は指定管理者によって修繕、復旧をしていただくと、それ以外の場合、不可抗力、自然災害等があった場合は、基本的には町の施設でございますので、町のほうで災害復旧はやるというふうな形に整えられております。

金額等につきましては協定書の中で明記をしておりません。

以上でございます。

## ○1番（所賀 廣君）

この議案第90号のたらふく館の件ですが、22年度の予算書を見ましたときに、管理料として3,398千円という予算計上がなされておりますけど、これが指定管理委託料というふうに判断してよろしいですか。

## ○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

この予算書の3,398千円というのは、当初予算で公園等の芝生等、すべて全体の公園管理の委託料でございますが、先ほど申し上げましたように、たらふく館、たらふく館別館については指定管理者で、委託料は発生をしておりません。管理委託料というのは発生をしておりません。

以上でございます。

## ○1番（所賀 廣君）



その金額は、じゃあわかりました。ただ、山口議員もおっしゃっていましたように、どうしても納得できないというか、部分がこのたらふく館には私もいっぱいあります。災害等が発生したときには、やっぱり町の施設であるがゆえに町で改修する必要がある。その辺も含めながら決算書とか、あるいは貸借対照表あたりを見てみて、実際の数字を我々にも見せていただいて、十分納得した上での指定管理という委託をやってもらいたいというふうに思うわけですけど、その辺はどうお考えですか。

**○議長（坂口久信君）**

それじゃ、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午後1時1分 再開

**○議長（坂口久信君）**

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

質疑の方ありませんか。

**○7番（見陣泰幸君）**

91号のたらふく館のことですけど、今後、話し合いも必要かと思えますけど、協定書がこのまま行くのか、変えられるのか、それを3月議会にでもまた見せていただければと思います。そして、収支決算書も1年に1回は見せていただきたいと。それで利益、町の取り分が2分の1だということですので、その金額についてですね、金額じゃない、お金。それで、管理するためにはいつ災害が起きるかわからないと思うので、何か積立金か基金かに、半分なり3分の2なり仕向けられないのか、そこら辺はどうでしょうかね。

**○企画商工課長（桑原達彦君）**

お答えをいたします。

協定書の内容等につきましては、指定管理者の同意をいただいた後、年度内に協定書の内容等の詰め作業を行いたいと思いますので、今回指定管理者が、更新が初めての部分の事業所と新規の事業所でございますので、協定書の内容等につきましては、十分私どもの意見、あるいは議会等で御指摘いただいた意見等を含めて事業所と協議して、協定書をつくり上げて報告をしてまいりたいと思っております。

あと、決算書等の議会へのお知らせということでございますが、決算委員会等で資料を提出していきたいというふうに考えております。

あと、たらふく館等の配分金の2分の1の町への受け入れですけれども、その分を一般的に一般財源として繰り入れておりますけれども、その分を目的を絞った形で積み立てるような方法がいいのか、あるいは一般財源として自由に使い道を限定しないほうがいいのか、その辺は研究をさせてもらいたいと思っております。

以上でございます。

**○6番（川下武則君）**

先ほども同じようなことを申し上げましたけど、やっぱり太良町は次から次いろんな事業をやっている中で、何でもかんでも大ぶろしきじゃなくて、利益の出る部分はきちっとした部分でやっていって、また、たらふく館以外にもそういう事業が幾らかできないか、そういうのはやっぱり大事じゃないかなと思います。はっきり言って、太良町が単独でやっていくためにも、また、今後こうやって少しでも利益の出るところからは幾らかでも積み立てをこつこつとしておったら、10年先、20年先に多分、ああ、よかったなというふうに私は考えます。そこら辺を一応課長がきちっとこう、私以上に頭はよかろうばってんが、やっぱり経営というとは自分が実際やってみたらわかります。とにかく厳しい部分であります。

今、たらふく館にしても一緒ですけど、みんな町におんぶにだっこで、でき上がっている部分から利益が出て町民の方は非常に喜んでおりますけど、その喜んだ中にも、次にリフォームをするとき、また次の事業を何かするときには必ずやためになるかと思います。そこら辺、財政課長どうでしょうか。

**○財政課長（大串君義君）**

お答えいたします。

先ほど桑原企画商工課長が申していましたとおり、今後ちょっと研究をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○5番（牟田則雄君）**

この88号に限ったことじゃないんですが、この指定管理者についてちょっとお伺いですが、例えば88号あたりは、簡単に申しますと中山間組合みたいなのもこの中に、もしやりたいということが出てきたら入らせてもらえるのか。そして、何人ぐらいの団体をつくって、3年なら3年間、確実にこれをやるという意思が、どういう形でこれをあらわしたらこの中に参加できるという見解をお持ちか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。

**○企画商工課長（桑原達彦君）**

お答えをいたします。

指定管理者に足る要件でございますが、個人ではできないということで、先ほどから説明しているとおりでございます。あと団体等、協議会等、団体組織があれば可能ではあるんですけども、実際、指定管理者の選定基準の中にいろんな項目がございます、条例上もございます。規則上にもございます。それで、団体としてのちゃんとした理念とか社会的責任を負えるような活動がなされているとかですね。例えば、管理指定した事業に対して意欲と熱意があるとか、実際の組織として効率的な運営ができるかどうかとか、例えば、団体の安定性といえますか、ちゃんと規約があつて組織、役員等もしっかりされているとか、あと安全

性の面での配慮の規定等もちゃんとつくっていらっしゃるとか、特に平たく言えば、一般的に第三者から見て社会的な責任、公共的な施設を管理するに足りる団体として運営ができる程度の能力があるかということを審査基準にしますので、そういうのに合致する団体として第三者が見ても認められるような団体であれば、いろんな組織をつくっていただければ、その該当にはなるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

最初に、議案第86号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第87号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第88号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第89号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第90号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

最後に、議案第91号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第11 議案第92号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第92号 平成22年度太良町営火葬場新築工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

92号ですけれども、実際、火葬場の建設が半年ぐらい前に、要するに232,575千円ということで指名競争入札で締結されたんですが、半年後に、ここに7,663,950円増額というようなことが載っておりますよね。半年でですよ。そして、その内訳には、町長の提案理由の中で、主な変更といたしましては基礎ぐい工事においてと。これは一番基礎は土台なんですよ。今の進捗状況からして基礎をやり直すということができるとは思いませんか。私、時々見えていますけれども、専門家のそういうような建設会社の方もここにもおられますけれども、この工事はどうなっているのかと。そして、何月何日にこういうふうな申し出があったのか。

実はこういう問題があるんですよ、もう何年前に。新しい議員は御存じないかもしれませんが、要するに、健康広場におきまして温泉を掘る予定でやっておりましたよね。そして、地面がちょっとおかしいというようなことでやり直しをしましたね。これはそのときの建設課長さんたちは覚えておんさっはずばってんがですね。そういう中で、議会に何の連絡もなしに、締結だけを重んじて執行がなされておるわけですよ、実際。だから、基礎工事ということはもう済んでおるはずですよ、実際。だから、基礎工事においてという段階で、議会にこういう形で変更になるおそれがありますよとか通達してほしいわけですよ、議会にも。

これは自分の家を建てるときに、例えば、20,000千円で作ってくれるという大工がおったときに、いや、済みません、23,000千円になったですもんね、はい、そうですか、はいと3,000千円払わんはずですよ、自分の家だったら。太良町はお金持ちかもしれませんよ。だけど、行財政改革、改革という時代に、相手が言うがままに、7,000千円ちょっとオーバーしましたから済みませんと、はい、そうですかと。これは自分の金じゃないからですよ。しかし、問題は、重大なことは町民の金なんです。そこら辺の説明をちょっとお願いいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回、変更理由として、7,600千円ほどの増額をお願いしておりますけれども、この件につきましては先ほど議員言われるように、基礎ぐい工事についての変更の部分がほとんどでございます。7月7日よりH i F B工法ということで基礎工事を開始いたしました。その中で、深度の浅い地点5メートルぐらいにつきましては、バックホーについて転石を除去し、施工を行っておりました。7月中旬ぐらいから、深度13から15メートル程度に転石の発生が確認されまして、口径の小径300ミリから350ミリについては多少の盛り土も掘削可能でありましたけれども、口径の450から600ミリになりますと掘削の攪拌装置が破損しまして、掘削が行えない状態となっております。

この件について設計事務所、施工業者、発注者、くいの長さ等の変更をするか、当初の深さまで掘削するかなど等検討を重ねてきました。くいの長さを変更するには、全箇所掘削の深度の調査、それと構造計算等の再検査を行い、建築確認の変更申請が必要となりますので、許可をいただくまでまた二、三カ月の施工中断となりまして、工期がおくれるというような状況が確認されました。そこで協議の結果、当初設計するまで、施工するに当たりましてはH i F B工法を、転石等も掘削できるケーシング径をH i F B工法に変更し、掘削を再開したような状況で掘削は行いました。

それで、本来でしたら9月議会においてでも変更の報告等をしなければいけないと思っておりましたけれども、7月から掘削を行いましたけれども、攪拌装置が破損した時点が8月の末でございまして、それで9月議会へ提案することが間に合わなかったということで、御了解いただきたいと思っております。

以上です。

**○10番（山口光章君）**

議会も大事ですけども、そういう場合、全協等がございますよね。やはりそういう場で、こういうふうな変更になるおそれがあるとか、可能性があるとかいうふうなことを一つでも言っていればですね。要するに、変更を行っておりますという提案について、これは進行形ですよ、進行中ですよ、いまだに、実際このことは。それで、7月にそういうふうなあれが出たから、今後なるべくそういうふうな、ああ変更、さあ変更というて、ぽんぽんぽんぽんぽん、財務課長もあれですけども、そういうことはできますかね、財務課長。もう言われたとおりに出すですか。

**○財政課長（大串君義君）**

今回の場合は、先ほど課長が申しました状況を考えますと、ちょっとそういう全協の場で事前にお話をしておかなければならなかったなというふうに今考えております。

以上です。

**○10番（山口光章君）**

いや、出しますか、出せませんかということですよ、今聞きよるのは。ぽんぽんぽんぽん出せますか、おたくの一存で。

**○財政課長（大串君義君）**

私のほうといたしましては、私一存でどうだこうだということにはちょっと言えないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

**○12番（木下繁義君）**

ただいまの件について関連でございますが、例えば、6月議会で入札が締結されたということで、7月7日から始まって8月にこういうくいの問題が発生したということで、9月議会には現況の提供もできなかったというような説明でございましたが、やはり今までの経緯から見まして、大きな事業について、例えば、しおさい館ですか、あの事業においてもブイの云々がありました。それからまた、道越の漁港においてもくいの問題で増額がありました。

そういったことで、私、議会にお世話になってからたびたびこういった案件が出ておるわけでございますが、何といても議会軽視じゃなかろうかという感じがするわけですよ。本当課長、やっぱりこういうものが発生すれば、先ほど意見があってございましたように、全協というものもそう時間もかからんし、議長に相談すればある程度簡単にできると思うものですから、ちょっとだけ打診をして了解をいただければ、こういったことは問題として惹起しないと思うわけですよ。それで、今後もう少し、議会をある程度認識してもらってやっていただくように思いますが、その辺いかがでしょうか。

**○副町長（永淵孝幸君）**

お答えいたします。

確かに議員言われるように、わかった時点で、こういった大きな変更でもございました。そして、大きな事業でもやっております。ですから、そこら辺はわかった時点で、開けるような状態のときに議員さん方に全協をして御説明をしていくのが、これが筋だったと思っております。そこら辺ができなかったというのは、先ほど課長が申しましたように、工期の問題とか何かあって、自分のほうでそういった解釈のもとで進めてしまったと。そして、わかった時点が8月末だったので、それも確かに議案として補正とか契約とかいろいろお願いする場合には間に合わなかったかもしれませんが、全協には諮られる時間があったと思っておりますので、今後そういったことがないように指導していきたいと思っております。

**○5番（牟田則雄君）**

私も10日にこれを提案されて、帰りがけにここの火葬場の工事について、どうしてかといえ下の一部を変更して実施する必要があるので、この案を提出しますということを書いてあったもんですから、今まだこれは実施されていないところやろうと思うて、何が原因で変更せんばいかんとかと思うて現地に行ってみました。ところが、上は全部建ってしもうて、

今言われているようになっているわけですよ。

そして、さっき課長から説明された石が、その程度の石が出るということは、設計段階で想定されていなかったのか。そしてまた、それを無理して掘って、大体ここは支持力をどのくらい確保するために基礎を設計してあるのか、そこら辺をちょっと説明していただきたいと思います。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

試掘については、設計する段階で2カ所ほど試掘を行っております。その段階では、転石があるという確認はできておりませんでした。その時点で、岩石はないだろうということで掘削を始めたところ、全箇所57本の基礎ぐいを打つような予定でございました。その中の20本程度が岩石に、掘削できないような状況のくいが20本ほどございました。それで、設計では掘削の深度を19メートルほど計画しておりました。

以上です。

**○5番（牟田則雄君）**

そしたら、設計段階の2本か掘ったときには、全然、ただ土だけの状況と。ただ、太良町の地質からいけば、全くそういう土だけで19メートルも掘れるということは余りないですね、太良町の地質は。そういうとを、今までずっと工事をやったとを参考に入れておいたら、そのとき2本で出んやっただからといって、今までの過去のことをある程度考慮に入れて基礎なんかの設計も。やっぱり支持力を幾ら確保しなければいけないということに基づいて、基礎のくいの数とか長さは当然設計されるべきものだと思うんですよ。そこら辺も後でわかったら、支持力を幾ら確保するためにその基礎をしておるのか、それは後でいいですから。今後のいろいろな工事の参考にもちょっとしたいと思いますので、後でわかったら教えていただけませんか。

それで、この変更のところも行ってみてわかったんですが、今みたいに一応基礎という説明があったんですが、一部ならはっきりとそういう今みたいに、こういうことで変更して——そいけん、これは変更、そういう変更をして工事をしましたという、下に提案理由は書いてもらわんと、私みたいに現場に行って、今からどこば変えるとやろかとか、変更するのか、増設するのも、このあれだけではちょっとわかりませんでしたので、そこら辺をもう少し詳しくこの中に書いていただくようにお願いします。

**○議長（坂口久信君）**

ほかに。

**○町長（岩島正昭君）**

ちょっと私のほうから、若干くいの打設工法についてお話をいたします。

普通くいの打設というのは、ウォーターハンマーということで、ディーゼルハンマーという

ことで、ぽんぽんぽんぽんと反動でずっとくいを打っていく方法で当初しておったと思いますけれども、岩盤とかなんとかあったらチゼルということで、鋼管の先にダイヤモンドヘッドのごたつとを、チゼルといいますけれども、これは1本何十万とするんですけど、それを回転させながら掘っていくという工法ですよ。だから、その分が57本のうち20本あったということでございます。

だから、そこら付近が、たまたま試験的に地質調査をやった場合は、そこに行き会わなかったというふうなことでございますけれども。これはやっぱりわかった時点で、先ほどから副町長とか担当が言いますように、すぐに皆さんたちに報告して、こういうふうなことで掘削できませんと。だから、本当は皆さんたちにお示しをする場合は、幾ら増額になりますからというふうなことで報告せんばけんが、本当は早目に早目にはでけん場合もありますけれども、若干そういうふうな工法の変更がっております。概算で大体幾らぐらいというふうなことは、今後ですね。土の中ですからわかりませんが、そういうふうなことは事前にお示しをしたいということで、執行部も今後気をつけたいと思います。どうも済みませんでした。

**○5番（牟田則雄君）**

そしたら確認ですが、その試掘するときに、一番建物が建つところを中心に試掘をされたのか、全体的にあれしたのか、そこをちょっと。今後、試掘する場合に一番多く掘る、なるだけその近辺を試掘しないと、全く違うような結果が出ると思うんですが、その点はどういうふうにされたんですか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

今回、火葬場につきましては、待合棟と火葬棟ということで大きな建物が2つございます。その中で待合棟に1カ所、火葬棟の予定地のところを1カ所で掘削は行っております。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決をいたします。

議案第92号 平成22年度太良町営火葬場新築工事請負変更契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決されました。



## 日程第12 議案第93号

### ○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第93号 太良町過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

### ○5番（牟田則雄君）

これが平成22年度から平成27年度までということになっておるんですが、この内容について、27年度までこの計画に上がっているものだけしかできないのか、それとも事業そのものは町で今後これにないものでもできるのか、ちょっとそこら辺を最初に伺います。

### ○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今回の過疎自立促進計画の事業内容等については、議案にお示ししている文言、あるいは計画の事業の頭出しという形で出させていただいております。それで、一応この議決をいただきますと、国のほうに提出ということになりますが、その事業内容等については、基本的にこの計画書の中に盛り込まれた事業が該当するという条件がついております。じゃ、そこに頭出しのような形で事業名として出しておりませんので、その中に、範疇に入る事業が全然だめなのかということは、それはそれぞれの事業がこの計画書の中に盛り込まれているというようなことで、県、国と相談をしながらやっていくというふうに現実的にはなろうかと思っております。

以上でございます。

### ○5番（牟田則雄君）

いや、これに載っている文言とか計画とかいう以外にできないというもし制約があったら、これをつくるときにどの程度の範囲の人の意見を集約してこの計画をつくられたのか。もし計画変更ができないというなら、広く太良町いっばいの人のいろいろな要望とか意見等を入れて、入れるときはどういう形で入れられたのか。そこら辺、変更ができるなら、今後またいろいろな提案をされたときに我々も検討する余地があるんですが、入れられなかったら、ちょっとここでしっかり確認して、そして賛成なら賛成、反対なら反対をしていきたいと思しますので、その点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

### ○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今回の国の特別措置法の自立計画につきましては6年間ということで、3年後の見直し作業があるということで一応説明を受けております。ですから、今回掲げた部分について、逆に全然できない部分が発生したり、また、あるいはこういう事業が時代に対応して必要だというようなことがありましたら、3年後の見直しがあるというのは説明を受けておりますので、そういう中で新しい事業等をですね、町民の皆さんからの意見等があつて、どうしても

これは過疎債を使って対象事業としてやったほうが有利だと、そういう町民の声もあるということが出てきましたら、3年後の計画の見直し作業の中に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○5番（牟田則雄君）**

そしたら確認ですが、もしこれに含まれている以外で、町として優先順位が上位に来るような工事をどうしてもせんばいかんというような場合は、そっちのほうも——もちろん検討はした後の話ですが、できる内容になっているということでもいいですか。

**○企画商工課長（桑原達彦君）**

お答えをいたします。

今現在掲げている計画書の中に包含して、大きい範囲で含まれている部分についてはそれで結構だと思いますけど、どうしても今出しておる計画書の中でちょっと全然出てこないというような事業につきましては、3年後の見直し作業の中で要望をしていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決をいたします。

議案第93号 太良町過疎地域自立促進計画について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第13 議案第94号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第13. 議案第94号 平成22年度太良町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○12番（木下繁義君）**

この一般会計補正予算（第5号）の中身について、野崎地区に開設予定の宅老所ですかね、この事業費で4,000千円というようなことに上がっておりますが、ちょっとお尋ねしたいことは、老健施設とか宅老事業とかいうことが上がっておるわけですが、1校区に1施設は

宅老あたりも必要じゃないかというような国の指導もあっていたと思います。そこで、この4,000千円の財源の内訳ですね、例えば町、県あたりの補助率とか、それから、この宅老所の施設の内容ですね、また補助については建物のみか、またベッド等について、中の施設においての補助はまた別途にあるものか、そういった点を説明を求めたいと思います。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えします。

これは地域共生ステーションということで、野崎の方が野崎のほうにつくられるということでございます。補助は、事業に要した額の大体2分の1ということになっておるんですけども、限度が2,000千円ということですよ。お尋ねのベッド等がですね、建築に対してもかなりかかりますので、最高限度2,000千円を補助するということになるわけですが、うちが2,000千円、県が2,000千円で4,000千円ということなんですけど、そこが該当するかどうか、ちょっと今のところ私把握をしておりません。済みません。

それで、お尋ねはそれだけでしたかね。

**○12番（木下繁義君）**

例えば、宅老施設を設置する上で利用者の基準とか、そういったものがあるのか。それから、さっき申し上げましたように、ベッドも何も含めての2,000千円の限度額か、それとまた大浦校区に、道越と野崎と2校区に設置がなされると。新たに大浦校区にそういった申し込み等があった場合には、県の裁量等も必要と思いますが、その辺についてもできれば答弁願いたいと思います。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えをいたします。

私も詳しくわからないんですけども、とにかく株式会社をつくるか、もしくはNPO法人等をつくらないと多分できないということになっておると思います。それで、今回の場合は株式会社をつくるというようなお話は何っておるんですけども。

以上でございます。

済みません、答弁漏れです。これは1校区、校区ごとに1つとかじゃなくて、その許容が許されれば——いわゆるこれも介護保険なので、その介護保険事業所が許可をしたりすれば多分、許可ができないと判断すればできませんし、また、太良のほうではいいだろうということになるとできるという、そういう判断だと思います。

**○12番（木下繁義君）**

施設の購入等についての補助の対象はどうですかということも聞きよつとよ。結局、上限は2,000千円ということをおっしゃられた、県も町も。それで建物のみか、施設等にもそれを限度額いっぱいかと、その辺を説明ください。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

先ほど御答弁申し上げたんですけれども、そのベッド等が対象になるかというのはちょっと私が今把握をしておりません。後ほど御報告したいと思います。

**○3番（平古場公子君）**

23ページの、子宮頸がん等ワクチン接種委託料のところですけど、子宮頸がんワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、それに子供の細菌性髄膜炎を予防するH i b ワクチンですね、これの助成をする前の当たり前の金額と、それからこれに該当する年齢をちょっと教えてください。

**○健康増進課長（松本 太君）**

お答えします。

ワクチンの金額ということですけども、子宮頸がんのワクチンが16千円です。それから小児の肺炎球菌ですけども、これは1回9,800円、その金額になります。それからH i b ワクチン、これは7,350円という金額になっております。

それから、対象年齢ですけども、子宮頸がんにつきましては中学1年生から高校1年生までを予定いたしております。それから、小児の肺炎球菌ですけども、小児の肺炎球菌はゼロ歳から4歳の乳幼児ということで、一応生後2カ月以上ということになっております。それから、H i b ワクチンですけども、これもゼロ歳から4歳の乳幼児ということで、生後2カ月以上から接種できるようになっております。

以上です。

**○3番（平古場公子君）**

そしたら、この子宮頸がんはたしか3回だったと思いますけど、これは1回の値段が16千円ということで理解していいですね。

そしたら、同じくH i b ワクチンも小児肺炎球菌も3回受けなければいけないんですか。

**○健康増進課長（松本 太君）**

お答えします。

子宮頸がんにつきましては、今、平古場議員おっしゃったとおり、接種は3回になっております。ただ、今年度につきましては、1月から接種になりますので、1回目を打ってから1カ月後に2回目になります。3回目が半年後になりますので、この補正に関する分は2回の接種分でございます。3回目は新年度に打っていただくということで、一応新年度のほうも継続して実施する予定ですので、一応補助の対象になります。

それから、小児の肺炎球菌ですけども、この肺炎球菌も年齢によって回数が異なっております。1歳未満の方が接種をされた場合は3回打ちまして、それからほぼ1年後ぐらいにもう1回打つというような感じで、1歳未満だったら4回になります。それから、1歳児につきましては3回、2歳から4歳まで打つということになりましたら1回と。効果がそれだけ変わってくるということでございます。H i b ワクチンにつきましては、1歳未満につき

ましては肺炎球菌と一緒に、一応3回打ってから1年後ぐらいにもう1回打って4回と。それから、1歳から4歳までに打つ場合は1回ということになっております。

以上です。

**○3番（平古場公子君）**

これだけの金額を助成してもらおうということで大変ありがたいですので、全員に打っていただくようお願いをしたいんですけど、その対象者に呼びかけといたしますか、そういう方法はどのようにしてとられておられますか。

**○健康増進課長（松本 太君）**

お答えします。

PRにつきましては、議会予算成立後、すぐチラシ等を作成いたしましてPRを行いたいと思います。それとホームページ、それから広報紙、それで行っていききたいと思います。ただ、子宮頸がんにつきましては、一応受診券を配布しようかと計画をいたしております。それを直接ダイレクトで、郵便で対象者に配布をする予定でございます。

以上です。

**○1番（所賀 廣君）**

27ページの農地費のところ、説明によりますと500千円、多良岳地区広域農道推進協議会負担金となっておりますが、これはどうして500千円が増額になるのか、お尋ねしたいと思います。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

広域農道も平成22年度で全線完了の予定でありますので、3月5日に開通式が予定されております。開通式の費用として、鹿島市と太良町で設置しております協議会がありますけど、その協議会の予算ではちょっと不足するというようなことで、1,000千円ほど不足しますので、太良町と鹿島市で500千円ずつ、ちょっと今回補正をお願いしているところでございます。

以上です。

**○1番（所賀 廣君）**

1,000千円不足すると言われましたけど、今現在幾らあるわけですか。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

2,235千円、開通式の費用として協議会のほうの予算がでございます。

**○1番（所賀 廣君）**

そうしますと、トータル3,235千円。3,300千円弱のお金になると思いますが、この5日の開通式に当たって、それと具体的にイベント、セレモニーあたりがある程度煮詰められてお

れば、こういった内容になっているのか、教えていただければと思いますが。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

一般的な神事を含めました式典ですね。それと、アトラクションとしまして伝承芸能祭等の鹿島市、太良町、それぞれ1団体ずつを予定しております。それと、渡り初めというのも予定をしております。

もう1つ、同時にイベントをJR九州のほうに——今、JR九州でウオーキングというのが各地で行われております。それにらせていただきたいということで、JRと今協議中であります。このJRのほうでウオーキングが実施できるというふうになれば、今回500千円補正をお願いしておりますけど、幾らか余るということですね。

ただ、JRウオーキングがちょっとできないということであれば、独自にウオーキングを計画したいということで、そのときにはある程度の費用がかかりますので、今回の補正の額となっております。

以上です。

**○6番（川下武則君）**

20ページの、オストメイト対応トイレってどがんトイレかちょっとわからんとぼってんが、どういうトイレですかね、まず。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えします。

このオストメイトというのは蓄便袋、障害者の方、ここに付けておられる方がおるんですけども、その中にたまった汚物を流す、いわゆる便器みたいな形なんですけど、立ったまま流していくというか、そこで清掃をするという、そういう設備でございます。

**○6番（川下武則君）**

これはみんな全額県の補助ですけど、しおさい館ばかりじゃなくて道の駅にも設置でけん——道の駅にはあるとですか。

**○町民福祉課長（毎原哲也君）**

お答えします。

道の駅には既に設置済みだと聞いております。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決をいたします。

議案第94号 平成22年度太良町一般会計補正予算（第5号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第14 議案第95号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第95号 平成22年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

山林の問題で一番気になるのは森林組合ですか、ああいったところの雇用問題ですね。非常に車の台数もふえて、どこかの企業よりも町内においては、そういうような会社よりも結構若い人たちが多く雇用されていると。非常にこういうふうな不景気の中で、やはり仕事のない中で、そういうふうな仕事を持っておられるということは喜ばしいことでございます。実際言うて、その中身というのが私もよくわからないんですけれども、実際雇用に当たって他の町から、あるいは市から、要するに専門的に町だけで雇用をなさっているのかどうか、そこら辺の中身がもしわかっておられるんだったら教えていただきたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

議員御案内のとおり、森林組合におきましては重点雇用、あるいは緊急雇用を活用した雇用ということで、作業員を募集して採用をされております。その中には町内在住の方がほとんどでございますが、中には町内出身者で鹿島市とかに住んでいる方が3名いらっしゃいます。そういうことで町外を3名、あとは町内というようなことで採用をしていただいて、緊急雇用というようなことで雇用の場を確保していただいております。（「人数はわかりませんか」と呼ぶ者あり）

人数は20名程度です。これは国の交付金を活用して緊急的に来年度まで、いわゆる福利厚生費ですかね、その分を全額見るというようになっております。

以上です。

○9番（末次利男君）

山林の4ページですけれども、減額の8,000千円ということですが、恐らく思うような材価が見込めないということで規模の縮小だと思っておりますが、今後、なかなか、そういう状況であることは確かですけれども、ある意味、外材の高騰とか、いろんな諸条件で可能性としては上向きの状況になりつつあるという情報を聞いておりますが、今後、公共事

業における利用促進法という法律が制定されまして、大いに公共から木材を使おうという雰囲気醸成されたと思いますが、今後、例えば学校の改築問題、あるいはもろもろの計画の中で限りなく木材を使用して、いわゆるそういった利用促進を図ろうということだと思えますけれども、なかなか難しい問題があることは確かですけれども、そういうお考えはどうでしょうか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

末次議員御指摘のとおり、公共事業に間伐材等を推進して活用しようというようなことで、既に間伐材を利用した道路の遮音壁ですね、高速道路等にある。それから、ガードレールも一部活用して実施をされているところもございます。それから、間伐材を活用した魚礁ですかね、そういうお話もありましたが、ちょっと後の維持管理、そして老朽化したときの撤去の問題等、漁協も心配をされまして、事業の実施というところまでには至っておりませんが、今後、そういう補助事業等があれば積極的に活用して取り組んでいきたいとは考えております。

**○9番（末次利男君）**

積極的に活用するというお話でございましたけれども、過去1回、主伐して公共事業に利用を図った経緯がございまして、なかなか、その結果が期待と反する状況であったということでもあります。そういうことで、とにかく木材利用というのは、よそからですね、今非常に公共物は含水率というのですか、そういったものが厳しく問われる状況の中で、当然ながら、例えば、来年の5月に計画するということになれば、1年前から設計書をつくって、伐倒し、葉枯らしをし、いろんな工程を踏まえて製品となるわけですので、そこらが前回は計画が不行き届きだったということで、何年かちょっと忘れましてけれども、10,000千円の売り払い収益を出すつもりがマイナスの10,000千円になったという、そういうことになった経緯もございまして、そういった禍根を残さない形で、積極的に木材の公共利用促進ということを図っていただきたいと思っております。

以上です。

**○町長（岩島正昭君）**

今議員おっしゃいましたとおりに、以前、はっきり言いまして町営住宅、あるいは病院の医師住宅等々で突発的にそういうふうな材木を切って、最終的には人件費が凸だったということで、そういう経緯がございまして、これには議員おっしゃるとおりに人工乾燥と自然乾燥がございまして、できるだけ木の品質から言っても自然乾燥が一番ベターだということをお聞きしておりますから、こういうふうな公共事業計画等々を立てる段階で、前段で、大体9月ごろに伐採して葉枯らしというふうなことも聞いておりますから、そこら付近は頭の中に置いて計画していきたいと思っております。



**○11番（下平力人君）**

ちょっとお尋ねですけれども、今、間伐にも利用間伐、あるいは切り捨て間伐というのがあると思いますけれども、その補助対象、内容はどうなっておりますか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えいたします。

補助対象が、国、県が示す補助対象事業費というのがございます、1つ目は。片や、実際積み上げて、間伐を実施するという事業費がございます。その差が仮に言いますと、実際の事業費が22,000千円ぐらいの場合には、国、県の補助対象の事業費が15,000千円程度でございます。そういうことで、その補助対象事業費の30%が国の補助でございます。10%が県の補助でございます。合わせて50%と。残りは町で持ちますが、補助対象事業費と実際の事業費との差については、当然町の一般財源を充てるというふうになっております。

以上です。

**○11番（下平力人君）**

それで、利用間伐の中でも、いわゆる用材として使える部分と使えない部分、そうした、場合によっては切り捨てという部分も出てきておるわけですね。その辺の割合といたしましうか、それは総括的にこうですよという決め方なんですか。それとも跡地を見て、こうだという査定といたしましうか、そういうのが出てくるわけですか。どうなんですか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えいたします。

当然議員おっしゃるとおりに、地形等の関係もございますので、その辺は現地を踏査して、利用間伐なのか切り捨てなのかというようなことで決めていってもらっております。

ただ、作業道の整備というようなことで、間伐とあわせて作業道の整備もやっておりますので、極力ですね、県も推進をしておりますが、利用間伐というようなことで今後は取り組んでいきたいと考えております。

**○11番（下平力人君）**

それは標準値か何かを設けて事前に決定をする。例えば、切り捨て間伐とか、利用間伐という割合というのは、事前に切る前に決定をしておるんですか、それとも後なんですか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

原則は、現地を踏査して切る前に決めております。

**○6番（川下武則君）**

これもお尋ねですけど、幾らブランドだ、何だかんだ言うても、こがんで主伐面積を減らすとかいろいろあって、景気低迷がこれだけ続く中で、今後の見通しとして、木は黙っておったっちゃ多分太うなっていくと思うとですよ。大きくなって、大きくなって、売れんけん、売れんけんといってそのまましておっても、やっぱり何らかの対策を講じらんばいか

んちゃなかかなと思うわけですね。そういう中で、多分、材木でも何でも一緒ばってんが、あっちこっちの木材屋に多良岳材ば切ってPRしてさるくとか、そういうことは幾らかでもできんもんですか、どうですか。

#### ○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、今建築材ということで、家を建てる材はなかなか売れないと。決算委員会の折に、下平議員から勉強をせろというようなことでしたので、11月に主伐を行った第1回目の販売を市場のほうに、ちょっと私勉強がてらに行ってきましたが、建築の材としては売れませんが、18センチの間伐材ですね、あれがクリークの工事が冬場にかけてどんどん盛んになるというか、始まるというようなことで、くいですね、それと矢板というんですか、あれにも活用できるというようなことで、平米単価は30センチの材よりも18センチのほうが高くなっておりました。そういうことで、そういう間伐材は当然そういうふうに土木の材料として販売して、建築資材については多良岳材も含めてPRをしていきたいと考えております。

#### ○6番（川下武則君）

私も議員になってからずっと同じような話ばかり聞きよつとばってんが、世の中の不景気、不景気というが、ずっと不景気も続いてですよ、結局、私も前笑われたとばってん、「床柱」というとば「通し柱」と間違うて言うたりとかしたばってんですよ、何とかやっぱりこの多良岳材ば少しでもPRでくつごとですよ、モデル事業じゃなかばってんが、そがんとにも多良岳材ば使ったですよ、1軒ぐらい、すべて多良岳材だとか、そういう部分でもやってもらえたら多少でもPRにつながるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺、町長どうでしょうか。

#### ○町長（岩島正昭君）

今、素材の価格が、材価が低迷しておるからという状況で主伐面積も減らしておるわけでございますけれども、昨年度、熊本木材に素材で依頼をして、そちらのほうに森林組合とか、うちの担当等とも行ったわけでございますけれども、結局、1次産業しかり、農業関係もしかりですけれども、素材で売ればもうからんとですよ。だから、そこに加工、いわゆる製材せにやいかんということで、熊本で行った人たち、私も直接行ってないんですけども、同じ1本の単価も角材じゃなし普通の背板ですね、いろいろな方法でとられるということですよ。だから、60年、80年代の材木になれば、ほんな角材だけじゃなくして。だから、そこら付近の製材技術も確かにもっと勉強せにやいかんじゃろうなということで、もっと森林組合と一体となってそこら付近は、素材じゃなくして、今後、幾らなりとも金になすためには、一緒に勉強してそういうふうに、とにかく太良町のブランド品、多良岳のブランド品という形で将来的には持っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第95号 平成22年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第15 議案第96号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第96号 平成22年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

歳出の3ページの補正額についてですが、総務管理費、これが予算額は21年度とほぼ変わりないんですよ。21年度の決算が103,450千円ちょっとぐらい、今年度が103,000千円ちょっとぐらいの予算になって、その総務管理費が21年度の決算で、225,751円で決算されていますね。それで、今回補正で、予算では211千円組んだのを460千円に上がっているのは、これは予算額等々はほとんど一緒で、この管理費だけ倍以上に補正するというのは、内容的にどういうことかちょっとお尋ねいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

この460千円の補正ですけれども、この460千円は後期高齢者医療の補助金の中で円滑運営臨時特例補助金というのがございます。それで、健康増進課の受付のところを見ていただくとわかるんですが、町民が御相談に来られてですね、今1カ所ございます。この補助金を使ってそれを2カ所にふやして、最近お客さんが国保関係とか健康づくり関係が多いものから、カウンターを買うということで、その備品購入の460千円の補正でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第96号 平成22年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第16 議案第97号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第97号 平成22年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第97号 平成22年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第17 議案第98号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第98号 平成22年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

漁集のことについて、ちょっと前に担当課長ともお話し合いをしましたけど、決算審査の中でも現在において滞納の方がいらっしゃいます。その件について、できたら年内に話し合いをして調整をとってもらえればという感じをしておったんですが、担当課の話によりますと、

新年度にずれ込むかもしれないというような説明がありましたので、その辺も極力早いほうが結構と思いますので、適用は新年度からやっても構いませんが、話し合いだけはできるだけ早いうちにけりをつけてもらえばという感触を持っております。ちょっとあんだ、答弁をお願いします。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

今、木下議員言われるように、話し合いの場を早ければ年内中にでも、ちょっとずれ込みますと、お話ししましたように年明けすぐにでも打ち合わせできるように計画をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決をいたします。

議案第98号 平成22年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第18 議案第99号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第18. 議案第99号 平成22年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第99号 平成22年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第100号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第100号 平成22年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第100号 平成22年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第101号

○議長（坂口久信君）

日程第20. 議案第101号 平成22年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

この予算書の7ページの交渉諸費の中で1,622千円と、医師確保対策諸費ということで上がっておりますが、この決算審査の結果でもありますように、本当に整形外科で持っているような感じを受けるわけですが、内科あたりに町民の声をいろいろ聞くわけでございます。そこで、例えば、1,622千円ぐらいで医師確保の運動費等に足るもんか、これはぜひ内科の先生を何とかしてでも探してもらいたい必要があろうかと思いますが、その辺についてお尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

この1,622千円につきましては、現在というか、内科の医師2名、来ている先生も実際いらっしゃいます。その方々に対する交渉諸費というか、紹介手数料、紹介会社に対する手数料です。今議員言われたように、医師対策費用としてこれで足るのかというところですけど、今、その業者を通さずに交渉している方も実際2名いらっしゃいます。そういうところで、ちょっと先がはっきりは言えませんが、内科の医師2名は交渉をしているという状況です。費用としては、来年度とかはもう少し多目にきちっと予算組みをしていきたいとは思っています。

以上です。

**○12番（木下繁義君）**

この不採算地区の病院として特別の交付金も受けられるような状況でございますが、何としても町立病院は町にとってなくてはならない病院であります。そこで、やはり福祉を買うという意味からでも、これはある程度のお金は使っていただきまして、そして、素晴らしい先生を確保してもらわんと、今後の太良町の病院としての経営が、いろいろ問題になる点が出てきませんかと思っておりますので、その辺も含めてひとつ頑張ってもらいたいと思っております。再度、ひとつ決意をお願いします。

**○太良病院院長（上通一泰君）**

お答えいたします。

言われるように、診療機能の充足等、経営面からも医師の確保というのが最重要な問題と考えておりますので、周りの方々の御理解と町長も含めて御協力いただき、全力で取り組んでいきたいと思っております。

**○8番（久保繁幸君）**

報償費の4,030千円、また交渉費の1,620千円、2つ合わせたら5,600千円ですかね。これは内科の先生の報酬と交渉費というふうなお答えだったんですが、これをこれだけ出して診療報酬、また処方せんがどれくらいふえたのか、これだけの先生がおいでになってですね、その辺はどのようなふえ方をしているのか、お尋ねいたします。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

お答えします。

この2名の先生は、特に予防接種、10月からインフルエンザ等、そういうものがふえてきて、今、内科の医師1人で対応していた部分にプラスアルファになった業務が多々ふえています。そういったところに従事してもらっておりますので、処方せんがふえたということは、ちょっとはっきり数は把握しておりませんが、そんなに見込めてはいません。でも、そういう予防事業、そういったところに力を入れてもらっています。予防接種もインフルエンザが結構できていますので、そういった面の収益は上がっているはずですが、数字に関しては済みません、完全に把握はしておりません。

以上です。

**○8番（久保繁幸君）**

そしたら、この非常勤の先生等はいつまでの契約でおられるんですか。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

契約自体は3カ月とか半年とか一応なっていますが、先生と話しながらずっと延ばしていくというふうにしております。はっきりしたことは今言えない状況です。一応、延ばしていただきたい先生方には延ばしていただくような交渉をしていますし、なかなか診療内容に対してちょっとというような先生の場合は、こちらから話をしたり、いろいろ、その辺は病院の経営ということで考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

**○8番（久保繁幸君）**

今事務長の話では、余り意にしていない先生のような気持ちを受けるんですが、ここで1,620千円交渉費ですね、これは年棒の幾らぐらいの金額を、これだけの金を払わにゃいかんのですか。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

お答えします。

紹介会社はいろいろ何社もありまして、大体業者で安いところで20%です、高いところは25%程度、今回の場合は20%で契約をしました。これも22%から20%に下げるような交渉をして、やっとそこまでやっているという状況です。そういったところでも経費削減ということで、交渉を業者ともしまして先生も来ていただいている状況です。年棒の20%ということです。

以上です。

**○7番（見陣泰幸君）**

済みません、10ページの院内区画シャッターとか倉庫パーテーション、この場所はどこですかね。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

お答えします。

院内の区画シャッターは、ちょっと図面で言ったほうが一番わかりやすいんですけど、内科の待合に入る前のところに1カ所と小児科の待合の前あたりに1カ所、それが院内の区画シャッターになります。その取り付け理由としましては、早朝、早い時間から待っていらっしゃる患者様方を院内に入らせていただいて、寒い思いをしないで待っていただくようにということをつけるものなんですけど、何でつけるかといったら、院内に入院患者の安全面を考慮して、前年度、武雄の事件とかありましたので、きちっとした区画をして事故等が起こらないように、入院患者のところにそういった方々が入っていけないようにというもの、区画になります。

それともう1つのパーテーションは、玄関を入りまして一番すぐ右のところになりますけ



ど、あそこは歯科ができる予定だった部分だと聞いています。そこの中が今倉庫というか、いろいろな器材がばらばらに置いてありまして、そこを有効に利用していきたいと考えておりますので、パーティションで部屋をつくって、今後のいろいろな加算を取っていくための部屋をつくったりとか、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第101号 平成22年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第21 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第21. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がございますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これ

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

午後 2 時 21 分 休憩

午後 2 時 34 分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。  
休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

先ほど木下議員の質問に対する答弁漏れがありますので、答弁漏れをさせていただきます。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

先ほど木下議員の質問に対しまして答弁が漏れておりましたので、ここで申し上げます。  
宅老所等に補助金をもらう場合、備品等が対象となるかという御質問でございましたけれども、なるということで御返答いたしておきます。

○議長（坂口久信君）

それじゃ、始めます。

日程第22 議案第102号

○議長（坂口久信君）

日程第22. 議案第102号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。  
町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

議案第102号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、現教育委員会委員の食場佐津美氏が平成22年12月21日をもって任期満了となりますので、後任に太良町大字糸岐33番地1、昭和41年10月2日生まれ、岩永由香里氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。  
質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議案第102号 教育委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

この際、申し上げます。今定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜、会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することに御承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。今定例会の会議に付されました事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

今期定例会は、12月10日開会以来、本日まで8日間にわたり町政当面の諸議案を審議してまいりました。会期は12月20日までとなっておりますが、本日で閉会になり、特に緊急案件がない限り、平成22年の納めの町議会となりますので、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしを振り返ってみますと、特に畜産農家に大打撃を与えた口蹄疫問題、100歳以上の高齢者の所在不明問題、尖閣諸島問題や漁船衝突による日中間の国交関係の悪化、加えて韓国と北朝鮮の緊迫した状況が続くなど、憂慮すべきニュースが噴出したしました。その反面、ノーベル化学賞を日本人2人が受賞されたこと、スポーツ界ではイチロー選手の前人未到の

10年連続200本安打達成など、日本国民にとって誇りに思う明るい話題もありました。

このような中、町長並びに町執行部の皆様方には、厳しい自治体運営を強いられる中、英知を結集し、また地域住民の皆さんの声に耳を傾けながら、持続した行政を推進するため日夜努力され、町民の福祉と生活の安定のために業務に精励されましたことに対して感謝を申し上げます。また、議員各位には、町民の代表として終始極めて熱心に、愛町精神を持って本町の発展と町民福祉の向上のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、私この1年、議長として無事務め上げてきたのか甚だ疑問でいっぱいでございますが、これからもなお一層の精進を重ね、皆様方の御協力を得ながら務めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。どうか皆様方にはくれぐれも健康に十分留意され、健やかな新年を迎えられますようお祈りを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

これをもちまして平成22年第5回太良町議会定例会第4回を閉会いたします。お疲れさまでした。

#### 午後2時40分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 所 賀 廣

署名議員 山 口 嚴

署名議員 平古場 公 子